

岩手県告示第246号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による環境基準のうち、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第1の地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成24年4月1日から施行し、騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（平成11年岩手県告示第258号）は、平成24年3月31日限り、廃止する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域
A	第1種区域並びに第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第2種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域を除く区域
C	第3種区域及び第4種区域

備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。

2 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として平成22年5月28日現在において同法の規定により定められている地域をいう。

3 関係図面は、岩手県環境生活部環境保全課及び関係町村役場に備えておいて縦覧に供する。